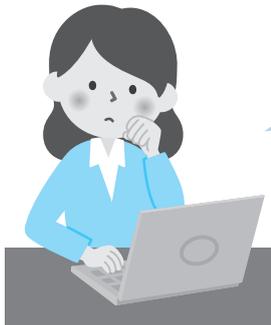


被扶養者認定 Q&A

—別居の被扶養者への仕送りについて—



私は、父母とは別居ですが、高齢となり年金収入のみのため被扶養者になりたいと考えています。

父の年金年収は200万円、母の年金年収は80万円です。

父の年収は、被扶養者認定基準額（180万円未満）を超えるため、被扶養者とすることはできませんが、母は被扶養者にすることが可能であると考えています。

このように母一人を被扶養者とした場合、母への仕送り額は、母の年収の半分（80万円÷1/2＝40万円）を満たす月額3万5千円（仕送り最低基準額）の仕送りを行えば、私の被扶養者として認めていただくことはできるのでしょうか。

回答



今回のご質問による、仕送り金額の算定については、組合員より優先する扶養義務者（今回の場合、組合員の母の配偶者である父）の収入も、仕送り金額の算定に含めることになります。

このためつぎの算定式のとおり、母への仕送りは、58,333円以上必要となります。

仕送り算定式 母の年収：80万円 父の年収：200万円 とした場合

80万円 + 200万円 = 280万円

280万円 ÷ 2人 ÷ 1/2 ÷ 12ヵ月 = 58,333円

- はじめに父母の収入合算を行い、一人あたりの年収額を出します。その一人あたりの年収額の1/2を仕送り必要額とします。

なお、父母の収入の増減によって、仕送り金額も変動することとなりますので、予めご承知おきください。

また、父母の収入合算額が360万円（180万円×2人）以上となる場合は、母も被扶養者認定できないこととなりますのでご注意ください。



貸付規則等改正のお知らせ

平成27年7月から貸付規則及び貸付規則施行細則の改正を行いましたのでお知らせいたします。

入学貸付・修学貸付関係

①入学貸付、修学貸付における対象教育機関の追加について

入学及び修学貸付における対象となる教育機関に、中等教育学校（後期課程に限る）を追加しました。このことにより、中高一貫校の高等学校相当部分に係る貸付けが可能となりました。

②修学貸付の限度額の変更について

修学貸付の限度額を現行の月10万円（最大年額120万円）から15万円（最大年額180万円）に引き上げました。

③修学貸付の償還方法（据置・償還）について

修学貸付の申込み（貸増しを含む）に際し、修業期間中については、元金返済を据置することとしていますが、据置を不要とした場合、申出*により貸付日の翌月以降の修業期間中に元利均等償還を開始することが可能となりました。また、従来どおり、修業期間中は、毎月利息分のみの償還で元金を据置することも可能です。

*この申出（貸付申込時）による選択後は以後いかなる事由においても変更することはできません。

住宅貸付関係

●住宅貸付の即時償還要件の緩和について

貸付対象となった不動産が第三者に譲渡された場合、特別な事情があると理事長が認めた場合は、譲渡の制限をしないことができるよう即時償還の要件を緩和しました。

災害貸付関係

●災害再貸付の一時償還要件の廃止について

災害又は激甚災害で被災した組合員に対して、災害再貸付を行う場合、既貸付（住宅貸付又は災害住宅貸付に限る）の未償還元利金を一時に償還することを要しなくなりました。

上記については、平成27年7月1日から施行し、平成27年6月15日決定（平成27年7月10日貸付分）以降の貸付けに適用いたします。